

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度札幌市こども誰でも通園制度事務処理センター等運営業務
発注課	子) 調整担当課
選定事業者	TOPPAN株式会社 東日本事業本部北海道事業部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 <input type="checkbox"/>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第（ ）号</p> <p>【具体的事由】 本業務は「こども誰でも通園制度」の運営において、保護者は「利用予約システム」を用いて制度を利用している。当該システムは、TOPPAN株式会社中四国事業部が著作権を保有し、TOPPAN株式会社に帰属する。 仮に、他の事業者の本制度のためのシステム提供を求める場合、既存システムとは別に、新規にシステム開発やネットワーク整備を行う必要があり、その開発・移行期間中は、市民が制度を利用できない空白期間が生じるなど、安定的な市民サービスに大きな影響が出る恐れがある。 また、本業務は、市民の個人情報を含む資料等の受け渡しなどを想定し、市内に事務処理センターの設置を求めるものであることから、当該業務を受託できる事業者は同社北海道事業部のみである。 以上のことから、本件業務を継続的かつ安定して実施することができるのはTOPPAN株式会社北海道事業部のみであると判断される。よって、本件業務は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号